

GW 期間中のマイナンバーカードに搭載される電子証明書の
発行・更新等の業務の一時停止

1. マイナンバーカード関係手続に影響が発生する期間

令和5年4月29日（土）～5月7日（日）

※平日となる5月1日、2日を含みます。

2. 市区町村窓口でのマイナンバーカード関係手続について

【実施できない手続】

- ・マイナンバーカードの電子証明書の新規発行・更新・失効
- ・マイナンバーカードの氏名変更
- ・市区町村内での転居があった場合のマイナンバーカードの住所変更（※1）
- ・マイナンバーカードの暗証番号の初期化（ロックの解除）・再設定

※1 転居届（住民票の住所変更）はできます。

【実施できる手続】

- ・マイナンバーカードの申請
- ・マイナンバーカードの受取
- ・市区町村外からの転入があった場合のマイナンバーカードの住所変更（※2）
- ・マイナンバーカードの暗証番号の変更（ロックの解除はできません）
- ・マイナンバーカード有効期間変更及び特例期間延長（外国人の手続）

※2 カードに記載する住所の変更はできますが、転出により失効した署名用電子証明書の再発行はできません。

3. マイナンバーカードを使用する主なサービスの利用について

健康保険証としての利用、コンビニエンスストア等における各種証明書の自動交付サービス、マイナポイントの申込、マイナポータル及びe-Tax（※3）は期間中も利用いただけます。

※3 メンテナンス日を除きます。詳しくは e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご確認ください。